



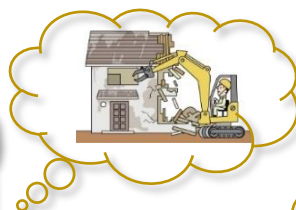
八王子市に空き家をお持ちの方へ

令和5年度版

空き家を相続したら

早期の取壊し・売却の支援制度があります

空き家の期間が長期化し、管理が行き届きづらくなると、近隣の迷惑につながる恐れがあります。
相続により取得した空き家については、早期に取壊しや売却等を行うときに、以下の税制優遇や補助を受けられる場合があります。



空き家の譲渡所得の 3,000万円特別控除

昭和56年5月以前に建築された空き家を相続し、耐震リフォーム又は取壊しをした後に、その家屋又は敷地を相続発生日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合には、その譲渡所得から最大3,000万円の特別控除を受けられます。

※1 令和5年(2023年)12月31日までに譲渡したものが対象になる、時限措置です。

※2 右記の除却支援補助金との併用はできません。

詳細はこちらから
(市ホームページ)→



令和5年度八王子市 未耐震空き家除却支援補助金

左記の特別控除を受けられない場合で、市では、耐震性がない木造一戸建て空き家を、相続発生日又は相続発生日以前から居住していた者の死亡日から10年を経過する日の属する年度の2月末日までに除却する場合には、工事費用の一部を補助します。

【補助額】対象経費の3分の2以内
(上限:最大100万円)

※3 予算がなくなり次第終了します。

※4 左記の特別控除との併用はできません。

※5 補助上限額は相続発生日からの経過年数によって変動します。

詳細はこちらから
(市ホームページ)→



あなたは対象ですか？
裏面で可能性をチェック！



問合せ先

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1

八王子市役所まちなみ整備部住宅政策課 TEL042-620-7260 FAX042-626-3616

取壊し、売却をお考えの建物が支援制度の対象か 可能性をチェックしてみましょう！

(下記に該当しない場合も、お気軽にお問い合わせください。)

令和5年度の内容です。詳細
はお問い合わせください。



- ・相続で取得した空き家(建物)で、事業の用又は貸付けの用等に供されていない
- ・被相続人が相続直前まで当該家屋に居住していた(老人ホーム等を含む)
- ・昭和56年5月31日以前に建築されている

全てに該当 ↓

建物の取壊しに着手した

はい ↓

相続発生日※において被相続人以外の居住者がいなかった

はい ↓

耐震リフォーム又は取壊しをした後に、その建物又は敷地を相続発生日※から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売却した(する予定)

はい ↓

「空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除」の対象になる
可能性があります

いいえ ↓

耐震リフォーム等をしていて(する予定があり)耐震性がある

いいえ ↓

相続発生日※から3年を経過する日の属する年の12月31日が既に経過している

いいえ ↓

敷地を売却しない、又は相続発生日※において被相続人以外の居住者がいた

はい ↓

「八王子市未耐震空き家除却支援補助金」
の対象になる可能性があります

はい ↓

相続発生日※又は相続発生日以前から居住していた者の死亡日から、10年を経過する日の属する年度の2月末日までに取壊しを完了する予定がある

はい ↓

※相続発生日とは、被相続人の死亡日を指します。

その他要件等がありますので、以下までお気軽にお問い合わせください。

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1

八王子市役所まちなみ整備部住宅政策課 TEL042-620-7260 FAX042-626-3616